

弘前市高校生放課後まちづくりクラブ 活動指針

令和2年5月15日制定
弘前市企画部企画課ひとづくり推進室

1. 設置の背景と目的

高校生にとって、選挙権年齢や成年年齢の引き下げなど、若い時から様々な物事について自らの意思で決定する機会が増してきており、自らが暮らす地域社会や地域の人を知ることの必要性が高まっている。

一方で、高校生が日常通う学校と放課後や休日を過ごす地域をつなぐ活動や組織は少なく、地域の人や活動と関わる機会が少ない。

このため、高校生の時から地域を知り、地域の人や活動に関わることで地域志向の見方、考え方を養うため、高校生の地域活動の母体となる弘前市高校生放課後まちづくりクラブを設置する。

2. 名称

弘前市高校生放課後まちづくりクラブは「STEP」（読み：ステップ）と称する。

※「Student」（生徒）、「Town」（まち）、「Education」（教育）、「Partnership」（相互関係）の頭文字を組み合わせたもの。高校生の成長や躍動感を表現。

3. 活動の目的

STEPは、メンバーが地域のことを自主的に考え、積極的に活動することを前提とし、その活動の目的は次に掲げるとおりとする。

- (1) 自分たちが暮らす地域のことを知り、学び、活動を通じて地域の人との関わりを深める。
- (2) 高校生ならではの柔軟で自由な発想のもと、自分たちが楽しく、暮らしやすい地域をつくるための活動とする。
- (3) 学校の枠を越えて共に協力し、メンバー同士の交流を図る。

4. メンバー

STEPのメンバーは、市内に在住する高校生又は市内の高校に通学する高校生とする。

市及び他のメンバーが特別に認めた場合は、この限りでない。

5. 活動の内容

STEPは、目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 地域の活性化、まちなぎわい創出に関する活動
- (2) 地域の文化、観光、芸術、スポーツに関する活動
- (3) 地域の商業、工業、農業等の産業に関する活動
- (4) 自然、環境の保全や美化に関する活動
- (5) 健康、医療、福祉に関する活動
- (6) その他目的を達成するための活動

6. 活動の条件

STEPの活動の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) メンバーは、保護者及び在籍する高校から、STEPでの活動についての理解と承認を受けること。
- (2) 飲酒や喫煙をはじめ、法令に違反する行為は決して行わず、ルールを遵守すること。
- (3) 高校の授業及び校内活動を優先し、特に試験期間前の活動は行わないこと。
- (4) 活動を通じて知り得た他者の個人情報は一切漏らしてはならず、特にSNS等での発信については、細心の注意を払うこと。
- (5) 活動に係る費用は、別に定める。

7. 活動のサポート

STEPの活動について、メンバーの自主性・積極性を尊重するが、市（事業受託者を含む）及び関係機関が円滑な活動のためのサポートを行う。